

## 小金井市地区計画区域内における行為の届出に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、都市計画として定められた地区計画区域のうち地区整備計画が定められている区域（以下「地区整備計画区域」という。）における行為の届出に関して必要な事項を定めるものとする。

### (適用範囲)

第2条 この要綱は、地区整備計画区域において、土地の区画形質の変更、建築物の建築及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第38条の4に定める行為を行おうとする者について適用する。

### (届出)

第3条 地区整備計画区域における行為の届出は、地区計画の区域内における行為の届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）を提出して行うものとする。

- 2 届出書には、別表に定める図書を添付しなければならない。
- 3 前項の図書のうち、外壁及び屋根を表示する図面については、色表示しなければならない。
- 4 第1項の届出には、必要に応じて床面積計算書を添付しなければならない。
- 5 届出書及び図面は、正・副各1部を提出するものとする。

### (届出の時期)

第4条 地区整備計画区域内における行為の届出の時期は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定により建築主事の確認を必要とするものについては確認の申請前と、建築主事の確認を必要としないものについては法第58条の2に定めるとおりとする。

### (変更の届出)

第5条 第3条第1項に規定する届出をした者で、当該届出に係る事項のうち、設計又は施行方法を変更しようとするときは、地区計画の区域内における行為の変更届出書（様式第2号）を提出して行うものとする。

- 2 第3条第2項から第5項までの規定は、変更の届出について準用する。

### (変更の届出の時期)

第6条 第4条の規定は、前条の届出について準用する。ただし、建築基準法第12条第3項の規定による報告をする場合は、報告書に併せて市長に届け出なければな

らない。

(適合通知)

第7条 市長は、第3条又は第5条の規定による届出があった場合において、その届出の内容が地区計画に適合すると認めるときは、地区計画の区域内における行為の届出に関する適合通知書（様式第3号）を交付しなければならない。

(勧告)

第8条 市長は、第3条又は第5条の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が地区計画に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告書（様式第4号）により勧告することができる。

2 前項の規定は、第10条の立入調査によりその行為が地区計画に適合せず、又は届出に違背すると認める場合について準用する。

3 前2項の勧告を受けた者は、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(着手)

第9条 届出をした者は、行為に着手する日までに、地区整備計画の区域内における行為の着手届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(立入調査)

第10条 市長は、第3条又は第5条の規定による届出のあった箇所に立入調査をすることができる。

2 市長は、前項の立入調査をするに当たって、あらかじめ届出をした者から、同意書（様式第6号）による同意を得なければならない。

3 届出をした者は、特別な事情がない限り、前項の同意を拒むことができない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年3月4日から施行する。

別表（第3条関係）

行為の種別	図面	縮尺	備考
土地の区画形質の変更	案内図	1/1, 000以上	方位、道路及び目標となる地物を表示
	区域図	1/1, 000以上	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該の周辺の公共施設を表示
	設計図	1/100以上	
	その他		参考となるべき事項を記載した図書
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の建築</li> <li>・工作物の建設</li> <li>・建築物又は工作物の用途の変更</li> </ul>	案内図	1/1, 000以上	方位、道路及び目標となる地物を表示
	配置図	1/100以上	敷地内における建築物等の位置を表示
	立面図	※1/50以上	2面以上
	平面図	※1/50以上	各階のもの (工作物の場合は、不要)
	その他		参考となるべき事項を記載した図書
建築物もしくは工作物の形態又は意匠の変更	案内図	1/1, 000以上	方位、道路及び目標となる地物を表示
	配置図	1/100以上	敷地内における建築物等の位置を表示
	立面図	※1/50以上	2面以上

※立面図及び平面図の縮尺は、1/100でも可とする。